

令和 5 年 11 月 1 日以降適用

鑑 定 料 金 表



一般財団法人 新日本検定協会

目 次

鑑 定 料 金

I 料金の種類及び額	1
1 基本料金	1
1. 倉口検査	1
2. 積付検査	1
3. 喫水検査	2
4. はしけ、機帆船等の積荷重量検定	2
5. 本船油槽・油槽はしけの液量検定及び清掃検査	3
6. 貨物の損害及び原因鑑定	3
2 割増料金	4
3 最低料金	4
4 割引料金	5
5 諸料金	5
6 消費税及び地方消費税の加算	5
II 料金の適用方	6
鑑定別掲料金	8

鑑 定 料 金

I 料金の種類及び額

1 基 本 料 金

種 目		基 準	金 額
1. 倉 口 検 査		3 倉まで	21,330 円
		4 倉目から 1 倉につき	5,980 円
2. 積 付 検 査	(1) 普通貨物	積込トン数 1,000 トンまで 1,000 トンを超える場合は 超えるトン数について 100 トンまでを増すごとに	22,660 円 1,580 円
	(2) 特殊貨物	積込トン数 200 トンまで 200 トンを超える場合は 超えるトン数について 10 トンまでを増すごとに	22,660 円 364 円
	(3) 危 険 物	積込トン数 200 トンまで 200 トンを超える場合は 超えるトン数について 10 トンまでを増すごとに	34,010 円 545 円

種 目	基 準	金 額
3. 喫水検査	検査貨物トン数 10,000 トンまで 1 トンにつき 10,000 トンを超え 20,000 トンまで 1 トンにつき 20,000 トンを超え 30,000 トンまで 1 トンにつき 30,000 トンを超え 40,000 トンまで 1 トンにつき 40,000 トンを超え 50,000 トンまで 1 トンにつき 50,000 トンを超え 100,000 トンまで 1 トンにつき 100,000 トンをを超えるもの 1 トンにつき ただし (1) 上記料金は積算方式により算定する。 (2) 中間検査を行った場合は、1回につき	10.89 円 9.15 円 6.12 円 3.41 円 1.74 円 0.19 円 0.00 円 35,000 円
4. はしけ、機帆船等 （デッドウェイトスケールを有しないものに限る。）の 積荷重量検定	1 隻につき 検定トン数 100 トンまで 100 トンをを超える場合は、超えるトン数 10 トン までを増すごとに	16,540 円 725 円

種 目		基 準	金 額	
5 . 本 船 油 槽 ・ 油 槽 は し け の 液 量 検 定 及 び 清 掃 検 査	(1) 液量検定	(イ) 本船油槽		
		1 槽 1 測度 につき	鉱油	6,710 円
			動・植物油、化学成品及び 液化ガス	12,050 円
			危険物	33,340 円
	ただし、同時に 3 槽以上検定した場合は、 3 槽目から			
	1 槽 1 測度 につき	鉱油	4,670 円	
動・植物油、化学成品及び 液化ガス		8,430 円		
危険物		23,360 円		
(2) 清掃検査	(ロ) 油槽はしけ			
	{	鉱油 検定量 1 キロリットル につき	46.70 円	
		動・植物油及び 化学成品 検定量 1 トンにつき	100.30 円	
		危険物 検定量 1 キロリットル 又は 1 トンにつき	246 円	
(イ) 本船油槽	1 槽につき	鉱油、化学成品	17,430 円	
		{	動・植物油	24,250 円
			ただし、同時に 2 槽以上検査した場合は、 2 槽目から	
	1 槽につき	{	鉱油、化学成品	12,050 円
{		動・植物油	17,050 円	
(ロ) 油槽はしけ	1 槽につき	{	鉱油、化学成品	8,340 円
		{	動・植物油	14,370 円
6. 貨物の損害及び 原因鑑定		検査貨物の正品価格の 0.7%以内とする。		

- (注) ① 倉口検査において特に連続在船を依頼された場合は、7割増した金額を基本料金とします。
- ② 積付検査において貨物移動防止の検査をあわせて行った場合は、5割増した金額を基本料金とします。
- ③ 積付検査において普通貨物で特に連続在船を依頼された場合は、7割増した金額を基本料金とします。

2 割 増 料 金

種 別	内 容	金額又は割増率
作 業 割 増	(1) 半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業 毎 1 時間につき 4,000 円
	(2) 深夜作業	21 時 30 分から 5 時 00 分までの間における作業 毎 1 時間につき 6,000 円
	(3) 早朝作業	5 時 00 分から 8 時 30 分までの間における作業 ただし、深夜から引続きの場合は(2)によります。 毎 1 時間につき 4,000 円
	(4) 土曜日作業※ ¹⁾	12 時 30 分から 16 時 30 分までの間における作業 毎 1 時間につき 4,000 円
	(5) 日曜日及び国民の祝日・休日作業※ ²⁾	(イ) 8 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業 (ロ) 21 時 30 分から 8 時 30 分までの間における作業 (イ) 毎 4 時間以内につき 16,000 円 (ロ) 毎 4 時間以内につき 24,000 円
	(6) 雨天・雪天作業※ ³⁾	雨天・雪天時における作業 基本料金の 1 割増
	(7) 冬期作業	北海道地区において 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間における作業 基本料金の 3 割増

※1) 土曜日も半夜作業割増、深夜作業割増又は早朝作業割増を適用します。

※2) 日曜日等には半夜作業割増、深夜作業割増及び早朝作業割増は適用しません。

※3) 清掃検査には雨天・雪天作業割増は適用しません。

3 最 低 料 金

(1) 喫水検査に係る最低料金は、1 件につき…………… 70,000 円

(2) 液量検定に係る最低料金は、1 件につき

本船油槽…………… 24,970 円

油槽はしけ…………… 20,960 円

ただし、危険物の場合は…………… 49,900 円

(3) 清掃検査に係る最低料金は、1 隻につき…………… 24,020 円

(4) 貨物の損害及び原因鑑定に係る

最低料金は、1 件につき…………… 65,000 円

とします。

4 割引料金

(1) 喫水検査における割引

1回の検査貨物トン数が2万トン以上の場合は、基本料金の30%割引とします。

(2) 清掃検査における割引

次に該当する場合は、所定の割引（最低料金にも適用）を行いません。割引率は積算方式により算定します。

(イ) 料金月末一括請求の場合は、基本料金の7%割引とします。

(ロ) 過去1年間（暦年ベース）に検査した隻数が180隻以上の場合は、基本料金の5%割引とします。

(ハ) 報告書の原紙発送が不要の場合は、基本料金の4%割引とします。

5 諸料金

(1) 待機料金

検査のため待機した場合は、次の料金を申し受けます。

毎4時間以内につき 13,978 円

(2) 検査報告書発行手数料

(イ) 3通まで無料とし、4通目から写1枚につき 426 円

(ロ) 再発行の場合は、1枚につき 856 円

(ハ) サインドコピーは(イ)及び(ロ)の5割増とします。

(3) 下記の鑑定料金種目につき、検査作業日数が2日以上にわたった場合は、

2日目から基本料金のほかに1日につき 21,807 円

を申し受けます。

種 目 1. 倉口検査

5. (2)清掃検査

6 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

Ⅱ 料金の適用方

(適用範囲)

- 1 この鑑定料金は鑑定検査を行なう場合に適用します。

(用語の定義)

- 2 特殊貨物とは、重量品（1個5トン以上の物）、かさ高品（1個5トン以上のもの又は12メートル以上の長尺物。）甲板積貨物（船舶の暴露甲板へ積まれる物）、その他特別の積付、運送又は保管を要するものをいいます。
- 3 危険物は次の通りとします。
火薬類、高圧ガス、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類、毒物類、放射性物質等、腐しよく性物質、有害性物質。

(みなし適用)

- 4 清掃検査において

- (1) 総トン数 1,000 トン未満の沿海、平水区域を航行区域とする船舶については、左右両舷をもつて1槽とみなします。
- (2) 同一港域内で油槽はしけの代用として使用される船舶並びに平水区域を航行区域とする船舶は、油槽はしけとみなします。

(料金表に記載のない種目)

- 5 基本料金表に記載のない種目については、基本料金表記載の種目と類似している場合はその料金を適用し、類似種目がない場合は委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

(割増料金)

- 6 割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜作業割増

16時30分から21時30分までの間における作業について、所定の半夜作業割増を適用します。

(2) 深夜作業割増

21時30分から5時00分までの間における作業について、所定の深夜作業割増を適用します。

(3) 早朝作業割増

5時00分から8時30分までの間における作業について、所定の早朝作業割増を適用します。

(4) 土曜日作業割増

土曜日の12時30分から16時30分までの間における作業について、所定の土曜日作業割増を適用します。また、土曜日にも半夜作業割増、深夜作業割増又は早朝作業割増を適用します。

(5) 日曜日及び国民の祝日・休日作業割増

日曜日及び国民の祝日・休日における作業について、所定の作業割増を適用します。

なお、日曜日等には半夜作業割増、深夜作業割増及び早朝作業割増は適用しません。

(6) 雨天・雪天作業の割増

雨天・雪天時における作業を行った場合は、所定の雨天・雪天作業割増を適用します。

なお、清掃検査には雨天・雪天作業割増は適用しません。

(7) 冬期作業割増

北海道地区において12月1日から翌年3月31日までの間に作業を行った場合は、所定の冬期作業割増を適用します。

(諸料金)

7 諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、検査のために待機した場合に適用します。

ただし、待機事由が、鑑定事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 検査報告書発行手数料

本料金は、特別な証明書並びに通常以上の証明書枚数を発行した場合に適用します。

- (3) 「I 料金の種類及び額」「5 諸料金」の(3)項の料金は、倉口検査、清掃検査の種目において、検査作業日数が2日以上にわたった場合に適用します。

(消費税及び地方消費税)

8 免税となる取引には消費税及び地方消費税は加算しません。

(料金の計算方)

9 料金の計算方は、次のとおりとします。

- (1) 計算トン数は重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。
- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。
- (3) 消費税及び地方消費税の加算については
- (イ) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
- (ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

(実 費)

- 10 (1) 委託者の要求により、出張検査を行った場合は、実費を申し受けます。
- (2) 貨物の損害並びに原因鑑定に際し、分析を行った場合は、実費を申し受けます。
- (3) 委託者から通常の検査、検定又は鑑定以外の特別な検査、検定又は鑑定を要求された場合の費用については、実費を申し受けます。

(その他)

- 11 (1) 荒天作業、防波堤外作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は慣習によります。

鑑定別掲料金

1. 事業所所在地以外の地域に出張して検査を行った場合は、旅費並びに出張料金を申し受けます。

(1) 旅 費

(イ) 宿泊料（日当を含みます。） 1泊につき…………… 17,000 円

(ロ) 交通費（鉄道乗車賃、乗船賃、航空賃）…………… 実 費

(2) 出張料金

(イ) 往、復に要する日数 毎1日につき…………… 21,100 円

ただし、出発及び帰着の日はそれぞれ…………… 13,100 円

(ロ) 新市域、隣接地、特定地及び日帰り地方出張は

それぞれ毎1日につき…………… 12,000 円

2. 付帯費

タクシー代、通船料及びその他の付帯費は実費を申し受けます。

3. 施設能率はなはだしく不良、その他で本表料金を適用し難い場合は実費を申し受けます。

以 上